

佐倉市補助金検討委員会（第3回）会議要録

日時	平成 31 年 4 月 24 日（水）14 時～16 時 00 分		場所	佐倉市役所議会棟第 2 委員会室
出席者	委員：大塚委員長、池田委員、薄井委員、小野委員、林委員（五十音順）			
	事務局	丸島財政課長 滋野副主幹 菅谷副主幹 佐久間主査補		
	その他	傍聴者 0 名		
内 容				
<p>（1）議事</p> <p>1. 補助金の見直しにおける着眼点等</p> <p>（委員長） 配布資料についての説明を事務局に求める。</p> <p>（事務局） 資料「補助金の見直しにおける着眼点について」について説明。</p> <p>（委員長） 議題に入る前に、本日の議論の方向性について私の考えを述べたい。今回事務局がまとめた着眼点等をもとに、これまでの委員会での議論を踏まえて、今後の議論を進めていこうと考えているが、まずは現在定められている補助金の交付基準について考えていきたいが如何か。</p> <p>（各委員） 異議なし。</p> <p>（委員長） 現時点における佐倉市の交付基準について事務局に説明を求める。</p> <p>（事務局） 第 1 回委員会資料 2「補助金に係る要綱等」のうち「佐倉市補助金等交付基準」について説明。</p> <p>（委員長） 補助金の交付を行うにあたっては、交付基準に基づくこととなるが、事務局で課題として考えていることがあれば説明願いたい。</p> <p>（事務局） 資料「補助金の見直しにおける着眼点について」に記載のある着眼点を反映するとい</p>				

う視点で補助金等交付基準を見ると、公益性の定義等について、抽象的な表現になっている部分があることがひとつの課題ではないかと思われる。前回の委員会で、補助金の見直しにあたっては、分類して検討していくという方向性が出ているが、仮に個人の交付基準と、団体の交付基準で分けて表記すれば、具体性のある基準が作成でき、担当部署で補助金を支出する上での基準として、より機能していくのではないかと考えられる。

(委員長)

以上の説明を踏まえて、意見を伺いたい。

《人件費に関して》

(委員)

視点の一つとして、補助対象のうち団体の補助については、経営努力の仕方によって、人件費補助をしなくてもよい場合があるのではないか。

(委員長)

その視点では、保育園が該当するものと考えられるが、民間で経営が成り立っている保育園がある一方で、補助金がないと運営できないものがある。そのため、経営努力を求めたほうが良いという視点になると考えられる。

(委員)

人件費の補助金ありきで経営を行っていくようになってはいけないと思う。

(委員長)

資料「補助金の見直しにおける着眼点について」に記載のある着眼点にあるように、既得権的になることは良くない。

(委員)

質の問題もあると思うが、団体の数がある一定数必要で、かつ、その補助金が無くなると市民が困るということであれば考慮をする必要もある。

(委員長)

交付基準の公益性や適格性の定義に関わる部分でもあり、ここを着眼点として挙げておくのは必要である。

《分類に関して》

(委員)

交付基準のうち、分類別交付基準が4つに分類されているが、補助金をこれから見直ししていくうえでは、国・県の制度設計がされているものも分類として入れたほうが良

い。

(委員長)

補助金の区分も、国・県の制度設計がされているもの、団体、個人等を区別して見直ししたほうがよい。団体の場合は、団体を通じて市民への利益だが、個人については個人の利益のために出すという点で考え方が違ってくるのではないか。

《公益性と情報公開に関して》

(委員)

公益性ということを考えると、補助金が市民の一部の人にとってしまうのは良くない。知らせるための努力が必要である。

(委員)

佐倉市の交付基準の「補助事業の進捗管理及び情報公開」において、補助事業の情報公開は市政資料室となっている。ホームページで一覧表が公開されている自治体もあるので、良いところは取り入れるべき。

(委員)

情報を持っている側と情報を取りに行く側との情報の格差が大きいと、知っていたら申請したのにといい声も出る。みなさんにお知らせし、知ってもらった上で申請するかしないかは判断に任せるようにすべき。

(事務局)

一覧表は佐倉市の財政課のホームページでも公開しているが、周知が弱い部分もある。交付基準では補助事業の情報公開は市政資料室となっているが、補助金の担当部署でも情報公開を行っていくことなどを含め、新しい基準の中ではさらに積極的に情報公開を推進していくような記述を加えても良いと考える。

(委員長)

可視化と見える化ということで区別されなければならない。現状では、可視化はされているが、見える化がされていない。今回の補助金の見直しで、補助金のことを多くの人が知っているという状況を作れるよう、交付基準に盛り込むなどしていければと思う。

(事務局)

個人に対しての補助金については、共通基準の公益性に合致するかが重要となる。例えば合併処理浄化槽設置事業補助金は最終的に排水が良くなるという広い公益性がある。また、洪水地の浸水を防ぐ趣旨の雨水貯留浸透施設設置工事補助金は、補助を受ける個人宅以外の浸水に対する補助になっているため、公益性につながっていく。しかし、

交付基準の中で、共通基準としての4つの基準でくくるには区分が大きすぎるため適切な表現が難しい。個人や団体等対象ごとに交付基準を設定することにより、わかり易い要綱の作りになると考える。また、団体の運営費補助は、実際のところ事業補助的なものも団体運営の括りでやっており、商工会議所、観光協会、シルバー人材センター等が団体の運営費補助かどうかということを含めて、一つ一つ整理していかないと、この基準を見ただけでは整理しきれていない。

(委員長)

佐倉市としては補助金を通じて、環境分野か、あるいは人口を増やす政策か、企業誘致か等、具体的にどういった市民の利益を優先するのかという部分を基準の中で表現していく必要がある。

(委員)

団体、個人を分けて共通基準を作成するという考え方は良いと思う。一方で、交付基準の中の共通基準を改めて読むとよくできていると感じる。公共性とか生活の質という価値観は動いていくため、どの水準で政策を立案するかが重要だと思う。団体の運営費補助の人件費などは、ボランティアが高齢化していき、活動が活発でなくなっていくってしまい、その代わりにアルバイトの人を雇ったりしてお金がかかってしまう。状況がどんどん変わっていくという中では、あまり基準を具体的にしてしまうとやりづらくなってくる。ある程度は裁量が働くようにしておいたほうが良い。

(委員)

補助金の交付基準は、最大公約数的なところにおいて、多少抽象的になるのはやむを得ない。個々の補助金の交付要綱なりで補助対象をきちんと定めていけばよい。各所管が補助制度をつくるにあたってその補助制度が交付基準に合致するかどうかという指針としての基準であればよい。

《交付基準の表現に関して》

(委員長)

交付基準の事業管理の項目で、共通基準にあたるものの確保に留意すると定められているが、現実に確保されているのかを確認する仕組みが必要と考える。

(事務局)

現状では交付基準を受けて担当部署で補助要綱を作成しているが、要綱が交付基準の意を受けたものになっていないのではないかと指摘もある。可能な限り具体化できる基準を作成し、担当部署において要綱を見直しできるように運びたいと考える。交付基準の段階であまり細かい縛りではなく、最大公約数的にはしたいが、現状では担当部署の要綱の見直しまでは至っていない部分もあるため、もう一工夫必要で、分類して基準を作成することにより、精度の高いものにしていったほうが良いという印象がある。

例えば、団体の繰越金の扱いについては、交付基準の適格性の中で、「補助金等の額が団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること」という表現があるが、具体的にどの程度が適正なのか、繰越金があった場合の対応方法などの記載はない。団体の場合などに分類すれば、具体的な表現が可能となり、担当部署の運用もより厳格化されるのではないか。

(委員)

確かにその表現はあいまいで的確性に欠ける。会費等を主な収入として補助金の割合が少ない団体もある一方で、市からの補助金が収入のほとんどを占める団体もある。繰越金が発生したとしてもその意味合いは違ってくる。交付基準ではその内容をマクロに捉えて定め、補助金の要綱では詳細な部分をしっかりと定める必要がある。

(委員)

この部分は団体の運営費補助金を想定して記載しているのだろうか。

(事務局)

団体の事業費については原則精算するものとされるため、団体の運営費補助金を指しているものと考えられる。現在の交付基準では、事業補助と団体補助の区別も曖昧であり、分類して表現するなどして明確にしたほうが良い。

(委員長)

交付基準を団体、個人と分けるという議論があったが、団体の中でも運営費と事業費とは分けるようにしていきたい。繰越金に関しては、団体は収支報告を必ずするわけで、その上で補助を受けている側の繰越金がいくらで、補助金がいくらでというのを情報公開して、きちんと対比されていなければならないと思うがどうか。

(事務局)

予算査定の際に担当部署から補助金に関するチェックシートの提出があり、繰越金が補助金を超えているのか等の確認を行うことで、査定の判断材料として使っているが、現状では繰越金の内訳についてまでは公開されていない。

(委員長)

繰越金があったら補助金が認められないとは言えない。そこを判断するためには状況が公表されていないといけない。説明責任がでてくる。

(委員)

基準を明確に書ければ良いとは思いますが、基準を直してみても、明確に記載するのが難しい部分については、Q&A集や事例集を作成して判断材料とするのも良いのではないか。

(委員長)

佐倉市がどういった補助金を出しているのか。補助金をもらっている団体にどういった団体があるのか、何をやっているから補助金がもらえるのかというところがしっかり説明できることが必要。

(委員)

説明が弱いものは補助を見送るという判断もある。

《情報公開と実績報告に関して》

(委員長)

これまでのところ、交付基準にある中で意見が出ているが、今はないけれどもこのようなものを入れたほうが良いのではないかというものもあればご意見をいただきたい。

(委員)

補助金の交付について、各団体や市民が質問する窓口をわかりやすくしたほうがよい。

(委員長)

交付基準では補助事業の情報公開は市政資料室となっている。資料としてファイルしておくのならばよいが、運用にかかってくるということになると市政資料室でというわけにはいかなくなってくる。交付基準にある PDCA サイクルをどこの部署がどう回していくのかという観点もあり、現基準は見直しを行っても良いのではないか。

(委員)

他の自治体のホームページでは、補助金の全体的な事項を所管する部署があり、詳しいことは所管の部署にアクセスできるようわかりやすく整理している事例もある。事業管理の点については、補助金の交付から執行までのプロセスを管理できるように、基準の中で表現すべき。執行管理について、平成26年度に行われた前回の委員会以降、監査の指摘や議会等で議論された事例もあり、今度の委員会ではそういったことを防止するための意見を出したほうが良いと思う。

(委員長)

今の基準だと個人と団体が一つになっているためできないことであるが、交付基準を個人、団体に分ける形にすれば、団体であれば交付の条件として、しっかりとした資金の管理や報告の仕組みを求めることが可能になる。

(事務局)

今までの交付基準のつくりとしては、補助金を支出するか、しないかという点に重きを置いており、支出したあとの管理、実績報告、効果検証等の視点が弱かった。その辺

を充実させていかないといけない。

(委員長)

補助金もスクラップアンドビルドせざるを得ない状況であるため、交付の決定後の評価をできる仕組みが必要。交付金をもらう側に責任として整理してもらおう。そういった責任が果たせるようであれば補助金はもらえないというのは条件となってくると思う。

(委員)

交付の基準に、補助金を受けて、目標を達成した後には、きちんと成果報告なり最終的な報告書というかそれを提出できることを加えても良いのではないか。

(委員)

実績報告については、補助金の規則 13 条に記載がある。交付基準の事業管理の中に具体的な表現を入れても良いかと思う。

(委員)

情報公開に関連して、補助金の説明会をきちんとやるべきと考える。例えば、町内会長に対しては、補助金の種類や内容に関して市からしっかりした説明がある。補助金をもらう側と支出する側のイメージが合致しないと問題が発生する場合がある。所管する部局がしっかりやっていないといけない。

(委員長)

交付基準を個人、団体を分けることによって、団体には現在の交付基準をもう少し厳しい適格性を求める形にはなってくることに加え、所管する部局に対してもそのチェックを求めるような基準になっていなければならないのではないか。

(委員)

補助対象事業については、補助金の要綱で Q&A のような形でもよいので、補助対象にあてはまるかどうかをわかるようにしたほうがよい。

(委員)

実績報告の提出義務については例外もあると思う。

(委員長)

団体であれば説明責任を求めることになるため提出義務を求めるべきと考えるが、個人の場合は、補助金を受け取った個人の説明責任よりも補助金を渡している所管の責任という考え方もあると思う。

(委員)

実績報告等に関して、交付基準で団体にとって厳しくする場合に、組織の弱い団体については自分で報告ができない場合がある。市民と行政の協働の動きが弱まることのないよう、そういった部分を補助するような仕組みもあったほうが良い。

(事務局)

実績報告等のサポートについては、補助金を担当している部局で行っているが、そういった事務処理等に弱い団体は事務局が誘導する形になることが多い。議会等で議論のあった事例に対応した部局では、報告書の作り方等具体的な説明をして、補助金の運用の仕方等についても細かく指示するようにしている例もあり、サポートは担当する部局で厚いところ、薄いところもあるものと認識している。

(委員)

補助金をもらう団体の中には小さな団体もあり、経理をやる人がなかなか出てこず、市の担当部署に依存してしまう事例もある。

(委員長)

団体には会計責任があるため、それを果たすことは補助金を受ける上での条件となってくる。もしそれが果たせないとすれば、外部の団体への補助金を支出する形態で続けるべきなのか、市が直接執行するべきなのかを考える必要がある。

《分類別交付基準の記載に関して》

(委員)

交付基準のうち分類別交付基準について、必要と認める額を支出するものと、補助対象経費の2分の1以内のものとの違いはどのようなになっているのか。

(事務局)

交付金として必要な額を支出するものについては、団体でいえば、市の業務の代行的な形でイベントをお任せしているものは、必要なものは全額支出する。また、市の業務を代行するものではなく、連携といった状態で事業を行うものに関しては補助対象とする経費の1/2以内で支出する形態となっている。

(委員)

連携とは具体的にどのようなものを意味するのか。

(事務局)

連携の例として、商店街でまち中にぎわいまつりをやる時に商店会連合会が中心となって行うイベントに対して1/2までの金額を補助するものがある。時代まつり等市が直接的にやるべきものは、予算の範囲内で交付金として支出する。補助額の基本は対象経

費の 1/2 以内だが、市の代行的なものや災害的なものについては、1/2 以上支出する場合がある。

(委員長)

補助金に関する情報公開をしていくことになると、全額補助対象としているところと、補助経費の 1/2 以内としているところが見えてくるため、その理由が説明できる体制が必要になってくる。代行的な役割として事業を実施するという表現は曖昧でわかりづらい。事例集でもよいが、具体的な判断ができるものがあつたほうが良い。

(委員)

営利目的ではない民間の団体でも企業とのパートナーシップである程度、自立の道を探るという努力をしてほしいということも表現できればと思う。すぐに対応することは難しいとは思いますが、そのような仕組みは必要なのではないか。

《前回の委員会意見書に関して》

(委員)

平成 26 年度に行った前回の補助金検討委員会意見書で、個別の補助金に対して、廃止や整理統合等が望ましいといった意見を出しているがこのフォローアップはどのように行ったか。

(事務局)

前回の意見書については、各部署に通知を行い、意見書の内容を踏まえ要綱の見直しを行うよう依頼をした。この結果、廃止や整理統合が行われたものや、要綱の内容が意見書の指摘に合わせて変更されたものがあつた。

(委員長)

以上をもって閉会とする。